

大阪弁護士会ニュース 第18号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2013年8月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

0120-062-545

面談による無料相談（法テラス指定相談場所）をご希望の方はご予約を

06-6364-1248

（予約受付時間 9時～20時）

○ 大阪弁護士会のホームページでは、特設ページを設けて、相談会などの各種イベントに関する情報の他、各種資料の他、各自治体のサイトへのリンクなど、お役に立つ情報をたくさん掲載しています。「大阪弁護士会」で検索頂くか、下記URLへ、是非アクセスください。

<http://www.osakaben.or.jp/web/index/index.php>

携帯サイトへの
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

国と東京電力に対する集団訴訟の提起に向けて

本年3月11日、福島第一原子力発電所事故により被害を受けた方が原告となって、国と東京電力を被告として、4つの裁判所（福島地裁、福島地裁いわき支部、東京地裁、千葉地裁）に損害賠償を求める訴えが提起されました。原告となった人の合計は1650名でした。避難等指示区域の内外から避難している方、あるいは、滞在されている方など、様々な立場の方が原告となっています。その後、下記の表のとおり、6月21日には札幌地裁、6月24日には名古屋地裁、7月17日には福島地裁いわき支部（第2次）、7月23日には新潟地裁と山形地裁、7月26日には東京地裁（第2次）にて、同様の訴えが次々と提起され、すでに2500名を越える方々が原告になっています。群馬においても近々同様の訴えが提起される予定です。

提訴日	裁判所	人数等
H25. 3. 11	福島地裁	原告800名（福島県等からの避難者あるいは滞在者）
	福島地裁 いわき支部	原告822名（いわき市の滞在者）
	東京地裁	原告8名（いわき市からの避難者）
	千葉地裁	原告20名（避難指示等区域内外からの避難者）
H25. 6. 21	札幌地裁	原告43名（避難指示等区域内外からの避難者あるいは滞在者）
H25. 6. 24	名古屋地裁	原告29名（避難指示等区域内外からの避難者）
H25. 7. 17	福島地裁 いわき支部	（第2次） 原告181名（いわき市の滞在者）
	新潟地裁	原告354名（避難指示等区域内外からの避難者）
H25. 7. 23	山形地裁	原告227名（避難指示等区域内外からの避難者）
	東京地裁	（第2次） 原告40名（避難指示等区域内外からの避難者あるいは滞在者）

関西での訴訟のサポーターのお願い

連絡先 原発賠償関西弁護団 弁護士 中島宏治
電話 06-6944-1271（法円坂法律事務所）
e-mail; nakashima@hoenzaka-law.gr.jp

このように、国と東京電力を被告として損害賠償を求める訴えが全国各地で広がっています。多数の被害者が被害の回復を求めて裁判という方法で声を上げていけば、世の中もその被害の大きさを再確認し、被害回復のための政策を進めるべきという声が大きくなるでしょう。そうすれば、国もこの問題を放置できなくなります。多くの方が原告となって裁判を起こす意味はここにあります。原発賠償関西弁護団においても、9月中旬頃に、大阪地裁にて同様の裁判を起こすべく準備を進めています（京都地裁、神戸地裁においても同時期に裁判が提起されることが予定されています）。なお、原発賠償関西弁護団は、9月以降も引き続き裁判説明会を開催し、第二次以降の提訴も予定しております。また、関西訴訟を提起するにあたって、原告の皆さんを支援するサポーターを集める準備も徐々に進めています。裁判には加わらないけど、被害回復のための政策を進めるために応援したいと思われる方もたくさんおられると思います。何かお手伝いしたいという考えのある方がおられましたら、上記担当者へ一度連絡をいただけますでしょうか。

就労支援の重要性について

先日、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）の定例会で、大阪府の就労支援を受けているたくさんの避難者の方々から、就労支援のことや避難生活の実情をお伺いすることができました。その一部をご紹介します。

- 福島県から子と二人で避難してきたが、就労支援事業と公営住宅の入居があるからこそ、生活の再建ができつつある。その制度を継続していただき、心から感謝している。
- 出産数ヶ月の乳幼児を連れて大阪に避難してきたが、どうしていいかわからず、ひきこもりの状態だった。当事者のメーリングリストを通じて就労支援事業の説明会があることを知った。ただ、保育所の入所が認められず一時預かりをお願いしながらの就労支援で、本年度からようやく保育所の入所ができまともに働けるようになった。それに、仕事を通じて他の避難者と出会い、一人じゃないということに支えられた。

- 就労支援事業を通じて、住んだことのない関西で仕事を紹介され就職ができた。周囲の優しさに助けられて心から感謝している。受け入れてくれた住宅には何もなかったが、社会福祉協議会は日赤からの支援の家電が届くまで、老人用のお弁当を手配して毎日二食のお弁当が届けてくれた。
- 福島から子どもと避難した女性は、職場を8回も変わったり、就労先でも嫌がらせを受けたりして、公営住宅の入居や就労支援事業については「家や仕事が無料でええなあ」と周囲の理解は得られないことに何度も傷ついた。避難者のことを知らない大阪の一般の人には理解されにくいことも知って欲しい。
- 避難者の心情としては、たとえば、避難直後に配布されたお弁当にはソースなどが付け忘れてあり、味付けのないお弁当が配布されたが、そこではみんな不思議に思いつつ何も言えなかった、ということがあのように、本当は言いたくてもちょっとしたこととも言えないという状況に今もあることを分かって欲しい。

岩手県・被災地の現状

岩手県大阪事務所より

(電話：06-6341-3258)

東日本大震災津波の発生から2年4か月が過ぎました。県内では、現在も約3万8千人の方々が応急仮設住宅での不自由な避難生活を送っています。

県と市町村は、約6,000戸の復興住宅の整備を分担して進めています。現時点（7月上旬）での完成は133戸ですが、今年度末までには約900戸となる見込です。

市街地復興のための高台造成やかさ上げ工事は、用地確保や権利調整が難しく、あまり進んでいません。津波で被災した土地は、かつての建物の基礎を覆うほどに雑草が生い茂っています。ここに生活となりわいを取り戻すため、県と市町村では、用地担当部署に職員を重点配置するとともに、全国から職員の派遣を受けるなど、事業の迅速化を図っています。

これらの事業と並行して、「復興道路」の整備も進んでいます。沿岸部を縦貫する『三陸沿岸道路』は各地で着工しており、既に数か所が部分開通しています。

鉄道についても、三陸鉄道の3区間（宮古～小本、田野畑～久慈、盛～吉浜）が部分開通しており、来年4月の全線復旧を目標に工事が進められています。一方、JR大船渡線・山田線については、大船渡線の気仙沼～盛の区間がBRT（バス高速輸送システム）により仮復旧しましたが、本格復旧の目処は立っておらず、県でも国・JRへの働き掛けを強めています。

被災した事業所は、約8割が再開（一部再開を含む）していますが、事業者の求人内容と求職者の希望職種が合わず、雇用に結びつかない問題が生じています。特に、水産加工業では、設備復旧後も人手不足で十分な生産活動ができず困っている事業者も見られます。このような「雇用のミスマッチ」を解消するための対策が求められます。

県では、復旧・復興だけでなく、将来を見据えた取組として、素粒子・エネルギー研究の世界的拠点となる「国際リニアコライダー（ILC）」を誘致する活動を展開しています。また、風力や太陽光など、再生可能エネルギーの導入を進めています。

NHK「あまちゃん」の効果で、沿岸部への観光客が増加しています。5月の連休には、久慈市の道の駅の利用者数が前年の2倍となりました。この機会を有効に活用し、岩手の存在を人々の記憶に留めることができるよう、大阪でのPRに努めていきます。

岩手県大阪事務所は「大阪駅前第1ビル」の9階です。平日の午前9時から午後5時半まで開いておりますので、お気軽にお越しください。

ちょっと一息。。。 NO. 15

～ペルセウス座流星群を見よう～

ペルセウス座流星群は、毎年8月のお盆頃を中心に出現する流星群です。特に今年のペルセウス座流星群の観測条件は「最良」とされ、肉眼でもはっきりした観測が期待できると言われています。



最も多くの流星が出現する時間は、8月13日の午前3時頃で、1時間当たり30個～60個ほど流れると言われています。もっとも、深夜にならないと見られないというわけではなく、天気が良ければ、8月12日の夜10時頃から13日の明け方までは、かなり多くの流星が流れるようです。流星は全天に流れ、特に方角は関係ありません。8月12日の夜、なるべく建物の少ない場所で空を眺めていると、多くの流星を見ることができるかもしれません。

日弁連の人権擁護大会の原発賠償問題のシンポジウムに向けて

大阪でもプレシンポジウム(8月31日・13時～)が開かれます

今、原発被害の問題が「収束」に向かっているかのような報道がなされ出し、多くの人もそう思い始めています。

けれど、福島県内はじめ同県周辺地域の人たちは、従前の居住地にとどまるのであれ、避難するのであれ、放射能汚染の問題を日々突きつけられています。問題は何ら解決していません。しかも関西には、いわゆる「区域外」から避難されている方が多数おられ、そのうちの多くの方が「戻ることはない」と決意しています。

関西に住む私たちは、その方々が何故そのような決断をされたのか、理解しているでしょうか。また、支援の手を差し延べているでしょうか。

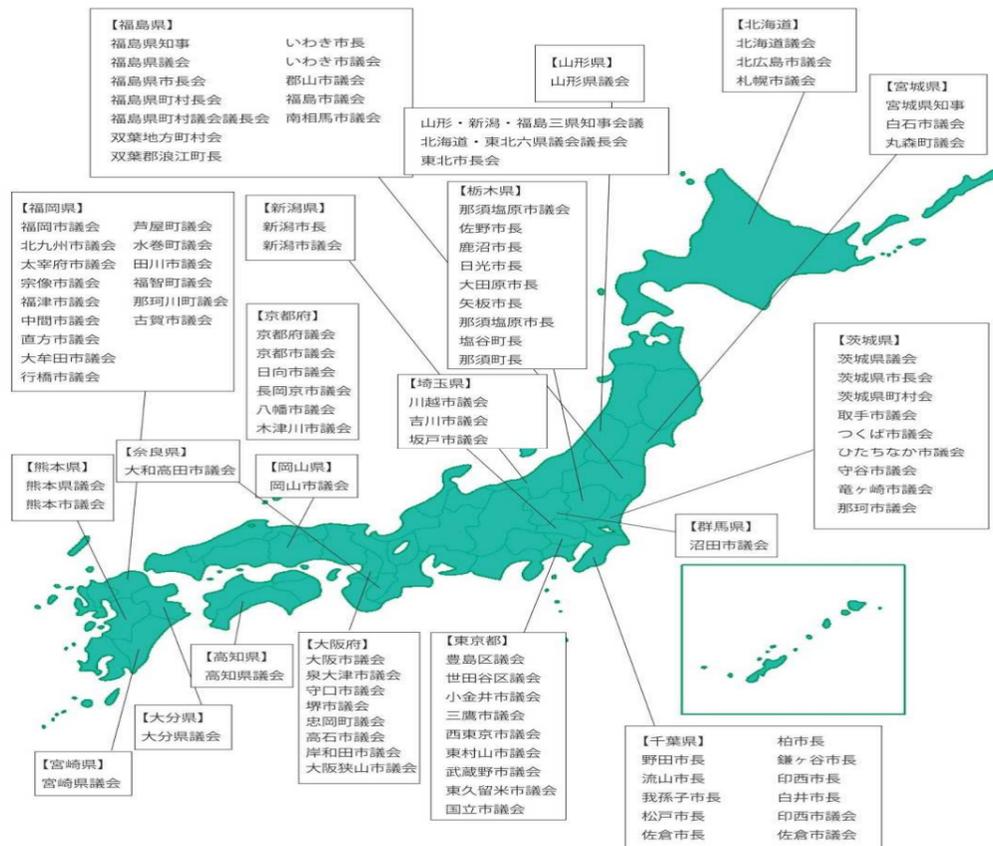
本年10月3日、日弁連は、広島において第56回日弁連人権擁護大会を開き、シンポジウムの第1分科会において「放射能による人権侵害の根絶をめざして～ヒロシマから考える、福島原発事故と被害の完全救済、そして脱原発へ～」のテーマで原発やエネルギー政策、放射能汚染被害についての議論を行う予定です。そして、それに先立ち、大阪弁護士会においても、上記視点からプレシンポジウムを開催することに致しました。

基調講演をされる島藺進氏は、長年東京大学大学院教授として宗教学、死生学、応用倫理学を研究されてきた方ですが（主な著書に「日本人の死生観を読む」（朝日選書）、「国家神道と日本人」（岩波新書）、「スピリチュアリティの興隆」（岩波書店）など）、科学技術と倫理、科学と社会との関係についても深い洞察に基づき発言を続けられています。そして福島第一原発事故以後は、いわゆる「原子カムラ」の科学者が発するメッセージに対して疑問を呈し、東京大学において、緊急討論会「震災、原発、そして倫理」を開催し、その時の内容をまとめた「低線量被曝のモラル」（河出書房新社）や、「つくられた放射線『安全』論」（河出書房新社）を出版され、「不安をなくすことこそ被災地の医学者の任務という信念」や「不安をなくすために調べない、知らせないという医療倫理」を厳しく批判されています。

また、パネリストとしてご参加いただく大阪市立大学の除本理史氏は、環境政策論、環境経済学を専門とされていますが、福島原子力発電所事故以来、被災地での聞き取りを行われるなど精力的に活動され、その被害回復のあり方について研究されています。

このお二人に加えて、避難当事者の方も迎え、「関西で何ができるのか」を考えたいと思います。

【原発事故子ども・被災者支援法に関する意見書・要望書等提出自治体MAP】



支援法の早期具体化を求める「地方議会意見書」が、次々と採択されています！

支援法について国の基本方針などの策定や予算確保が遅々として進んでいませんが、全国で避難者の受け入れをしている各市町村における地方議会などの意見書を出していただくことが重要であるとして、働きかけを継続しています。

6月の議会が終了した時点での大阪府下の状況は、9市町の議会意見書が採択されています（大阪市議会・泉大津市議会・守口市議会・堺市議会・忠岡町議会・高石市議会・和泉市議会・岸和田市議会・大阪狭山市議会。順不同。）

また、9月議会での検討いただける議会が、大阪府をはじめ8つ以上の市町の議会に予定されています。

このように、避難者の皆さんが暮らす市町村も避難者の実情を知るにつけ、国に改善を求めることに賛同が広がっていますので、引き続き、国への施策を求める声を求めています。

なお、全国の地方議会の状況を、「原発事故子ども・被災者支援法 市民会議」でまとめていただきましたので、左記に掲載いたします。

次号は、本年10月ころ発行の予定です。

